

平成30年第9回臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成30年9月28日（金曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 会	9月28日 10時00分 亀里敏郎臨時議長宣言			
閉 会	9月28日 11時00分 渡久地政雄議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	渡久地 政 雄 議員	7	内 間 広 樹 議員
	2	並 里 晴 男 議員	8	島 袋 義 範 議員
	3	虻 江 修 議員	9	内 田 竹 保 議員
	5	島 袋 勉 議員	10	名 嘉 實 議員
	6	山 城 善 彦 議員	11	亀 里 敏 郎 議員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島袋裕次君 主 査 蔵 下 慎 君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	島袋秀幸君	副 村 長	名城政英君
	教 育 長	宮里徳成君	総務課長	宮城弘和君
	政策調整室長	内間常喜君	建設課長	金城和廣君
	教育行政課長	新城米広君	建設課参事	知念利次君
	会計管理者	山城直也君	農林水産課長	西江忍君
	公営企業課長	東江民雄君	福祉課長	亀里裕治君
	商工観光課長	万寿祥久君	住民課長	島袋英樹君
	医療保健課長	宮里政喜君	農業委員会事務局長	宮里正邦君
総務課長補佐	平敷兼清君			
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

平成30年第9回伊江村議会臨時会議事日程（第1号）

平成30年9月28日（金）午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件名
第1		仮議席の指定
第2		議長選挙

平成30年第9回伊江村議会臨時会 追加議事日程（第1号の追加1）

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名（2番 並里晴男・3番 虻江 修）
第2		会期決定の件
第3		副議長の選挙
第4		議席の指定
第5		常任委員の選任
第6		議長の常任委員の辞任
第7		議会運営委員の選任
第8	決議第3号	議会広報調査特別委員会設置に関する決議
第9		沖縄県介護保険広域連合議会議員の選挙
第10	同意第2号	監査委員の選任について
第11		閉会中の継続調査について
第12	議案第63号	伊江村総合運動公園整備事業（アスレチック広場整備工事H30）の請負契約について
第13	議案第64号	伊江村総合運動公園野球場備品購入（スポーツ備品）の契約について
第14	議案第65号	伊江村ハイビスカス園等整備事業備品購入の契約について

○ 議会事務局長 島袋裕次君

おはようございます。事務局長の島袋です。本臨時会は一般選挙後、初めての議会です。議長が選任されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。年長議員の亀里敏郎議員を御紹介いたします。

○ 臨時議長 亀里敏郎君

おはようございます、亀里敏郎です。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお祈いします。

ただいまから、平成30年第9回伊江村議会臨時会を開会します。

(開会時刻10時00分)

本日の会議を開きます。

日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま着席の議席とします。

次に村長から御挨拶があります。これを許します。

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

おはようございます。伊江村議会の第19期の初議会にあたりまして、御挨拶を申し上げたいと思います。

本日ここに平成30年第9回伊江村議会臨時会、そして第19期議員によります初議会を招集しましたところ、議員各位の御出席を賜り、まことにありがとうございます。初めに10名の議員の皆様には、去る9月9日執行の伊江村議会議員選挙におきましては、村民の力強い御指示と全幅の信頼のもと、投票当選という荣誉に浴されたことに対し、心からお祝いとお喜びを申し上げます。今回の選挙で、8期目となります名嘉 實議員をはじめ、再選されました8人の経験豊かな議員の皆様、そして初めての当選となります並里晴男議員、そして虻江 修議員のお二人には、初めての経験による新鮮な思いとともに、決意も新たに初議会に臨まれていることと御推察を申し上げる次第であります。10名の議員の皆様が選挙で選ばれたすぐれた人、いわゆる選良として、この議場にお迎えできたことは、本村のさらなる発展と輝く未来に向けたスタートであり、まことに喜ばしい限りでございます。村民を代表し、今後の皆様の御活躍を心から御期待を申し上げる次第でございます。

さて、本臨時初議会は、議会改選後の初の議会となり、正副議長の選任を初めとする議会構成などが行われ、新体制が整い本格的な議会活動並びに議会運営がスタートすることとなります。議員各位におかれましては、今議会を経て、それぞれの役職や構成員として村政での大きな役割と重責を担われることとなりますが、申すまでもなく、二元代表制のもと、民意を代表し、民主政治の根幹をなす議会と、私ども執行機関は、役割こそ異なりますが、村政運営の両輪として、それぞれの立場から議論を尽くし、今後の村政発展と村民福祉の向上とともに歩みを進めていかなければならないと考えているところでございます。どうぞ、伊江村の第四次総合計画の目指す村の将来像、互いに支え合い、誇りを持って豊かな気持ちで暮らし続けられる村づくりと、本村の明るい未来に向け、格別の御指導と御鞭撻を賜りますよう切にお願いを申し上げます。なお、本臨時会には3議案及び同意1件を上程をさせていただいておりますので、御審議のほど、よろしくお祈いを申し上げます。ともに伊江村の振興発展と村民の豊かな暮らしと福祉の向上に向け頑張ってもらいましょう。以上で挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○ 臨時議長 亀里敏郎君

これで村長の御挨拶は終わりました。日程に入ります。

日程第2 議長選挙を行います。お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思ひます。御異

議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって指名の方法については、議長が指名することに決定しました。

議長に渡久地政雄議員を指名します。お諮りします。

ただいま議長が指名しました渡久地政雄議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました渡久地政雄議員が議長に当選されました。

それでは、議長当選の承諾及び御挨拶をお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

おはようございます。それでは一言、当選の御挨拶を申し上げます。

先ほど、議員各位の全会一致の御推挙によりまして、第22代伊江村議会議長の要職に就任することができましたことに、心から厚く感謝を申し上げます。誠に身に余る光栄であると同時に、その重責を担うことは、これまでに増して責任の重大さを痛感しているところであります。村民からいただいた深い信任のもと、その期待に応えるべく、10人の議員とともに、村政の発展と村民の福祉の向上を目指し、議会の円滑な運営に誠心誠意、努力してまいる所存でございます。

議員は、住民の声に耳を傾け、その声を行政に届け、議会は行政の監視機関であり、意思決定の最高の場であると考えます。果たす役割を重々認識して、伊江島の将来像に向け、向こう4年間、全身全霊で議長職を全うしたいと決意するものであります。

何とぞ議員各位、並びに島袋村長をはじめとする村当局の温かい御指導と御鞭撻をお願い申し上げまして、御挨拶といたします。ありがとうございます。

○ 臨時議長 亀 里 敏 郎 君

議長当選の御挨拶が終了いたしました。

しばらく休憩します。

(休憩時刻10時10分)

○ 議長 渡久地 政 雄 君

再開します。

(再開時刻10時11分)

本日のこれからの日程は、お手元に配付したとおりでありますので、御了承願います。

日程に入ります。

追加日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番 並里晴男議員、3番 虻江 修議員を指名します。

追加日程第2 会期決定の件を議題にします。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日間に決定しました。

追加日程第3 副議長の選挙を行います。お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」

の声あり]

異議なしと認めます。したがって指名の方法については、議長が指名することに決定しました。

副議長に亀里敏郎議員を指名します。お諮りします。

ただいま議長が指名しました亀里敏郎議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました亀里敏郎議員が副議長に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。亀里敏郎議員。

副議長当選の承諾及び御挨拶をお願いします。

○ 副議長 亀 里 敏 郎 君

御挨拶をさせていただきます。このたびの伊江村議会議員選挙において、6期目の当選を果たすことができ、村民の皆様衷心より感謝を申し上げます。ただいま全会一致をもちまして、副議長に当選させていただきました。まことにありがとうございます。

副議長という重責を認識し、これまでの議会活動の経験を生かしながら、議長を補佐し、議会の円滑な運営を図るために議員相互の融和を図り、皆さんと一緒に努力をしていきたいと決意するものであります。

何とぞ議員各位の御指導、御鞭撻をお願い申し上げまして、大変簡単ではございますが、私の御挨拶いたします。誠にありがとうございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

追加日程第4 議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定します。なお、1番は議長席、11番を副議長席とし、4番は欠番といたします。

追加日程第5 常任委員の選任を行います。お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条の規定によって、総務常任委員に、内間広樹議員、島袋義範議員、名嘉 實議員、虻江 修議員、渡久地政雄議員の5人、経済・公営企業常任委員に、山城善彦議員、島袋 勉議員、内田竹保議員、並里晴男議員、亀里敏郎議員の5人を、それぞれ指名したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各常任委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。これから各常任委員会の正副委員長を互選していただきます。

休憩します。 (休憩時刻10時16分)

再開します。 (再開時刻10時18分)

これから諸般の報告をします。

各常任委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨、通知を受けましたので報告します。

総務常任委員会の委員長に内間広樹議員、副委員長に島袋義範議員。経済・公営企業常任委員会の委員長に山城善彦議員、副委員長に島袋 勉議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで、諸般の報告を終わります。

休憩します。 (休憩時刻10時19分)

○ 副議長 亀 里 敏 郎 君

再開します。 (再開時刻10時20分)

追加日程第6 議長の常任委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、渡久地政雄議長の退場を求めます。

〔渡久地政雄議長退場〕

渡久地政雄議長から、その職責上の理由によって、常任委員を辞任したいとの申し出があります。お諮りします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって渡久地政雄議長の常任委員の辞任を許可することに決定しました。

休憩します。

(休憩時刻10時21分)

〔渡久地政雄議長入場〕

○ 議長 渡久地 政 雄 君

再開します。

(再開時刻10時22分)

追加日程第7 議会運営委員の選任を行います。お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条の規定によって、内間広樹議員、島袋義範議員、山城善彦議員、島袋 勉議員、亀里敏郎議員の5人を指名したいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議会運営委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これから議会運営委員会の正副委員長を互選していただきます。

休憩します。

(休憩時刻10時23分)

再開します。

(再開時刻10時24分)

これから諸般の報告をします。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨、通知を受けましたので報告します。

議会運営委員会の委員長に内間広樹議員、副委員長に山城善彦議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

追加日程第8 決議第3号 議会広報調査特別委員会設置に関する決議を議題とします。

本案は提出者、内間広樹議員、賛成者、山城善彦議員から提出されております。

本案についての提案理由の説明を求めます。7番 内間広樹議員。

○ 7番 内 間 広 樹 議員

決議第3号 議会広報調査特別委員会設置に関する決議。

次のとおり議会広報調査特別委員会を設置するものとする。

記1. 名称 議会広報調査特別委員会。2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び委員会条例第5条。3. 目的 議会広報の編集及び発行に関する調査。4. 委員の定数 4人。5. 調査期限 調査終了まで閉会中もなお調査を行うことができる。

(提出理由) 議会広報は議会と住民を結ぶ掛け橋であり、議会の審議・活動状況を広く住民に知らせる重要な役割を担っている。この議会広報の充実強化を図り、編集委員として十分な活動ができるようにするため「議会広報調査特別委員会」を設置する。

以上、決議を求めます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。討論は省略します。

これから決議第3号 議会広報調査特別委員会設置に関する決議を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって決議第3号 議会広報調査特別委員会設置に関する決議は、原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました、議会広報調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条の規定によって、島袋 勉議員、島袋義範議員、亀里敏郎議員、並里晴男議員の4人を指名したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会広報調査特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これから議会広報調査特別委員会の正副委員長を互選していただきます。

休憩します。

(休憩時刻10時27分)

再開します。

(再開時刻10時28分)

これから諸般の報告をします。

議会広報調査特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨、通知を受けましたので報告します。

議会広報調査特別委員会の委員長に島袋 勉議員、副委員長に島袋義範議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

追加日程第9 沖縄県介護保険広域連合議会議員の選挙を行います。お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、指名の方法については、議長が指名することに決定しました。

沖縄県介護保険広域連合議会議員に、島袋義範議員を指名します。お諮りします。

ただいま議長が指名した島袋義範議員を沖縄県介護保険広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました島袋義範議員が沖縄県介護保険広域連合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。島袋義範議員。

当選承諾及び御挨拶をお願いします。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島袋 義 範 議 員

ただいま、議員各位の御推挙によりまして、沖縄県介護保険広域連合議会議員に選出されました島袋義範です。皆さんの御意見をお伺いしながら、向こう4年間、広域連合議会議員として頑張りたいと思います。議員各位の御指導と御協力をお願い申し上げ、簡単ではございますけれども、御挨拶といたします。ありがとうございました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

追加日程第10 同意第2号 監査委員の選任について、議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、内田竹保議員の退場を求めます。

[内田竹保議員退場]

本案について提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

同意第2号 伊江村監査委員の選任についての提案理由を御説明申し上げます。

まず、地方自治法第196条第1項、監査委員の選任の方法の規程に基づき、議会の同意を求めるものでございます。提案理由といたしましては、これまで議会選任の監査委員として、前任の4カ年を含めまして、通算3期村監査委員として御尽力を賜りました、亀里敏郎前監査委員の任期満了に伴うものでございます。

その後任として、JA職員、そして議員として豊富な経験を有しております内田竹保議員を適任として、御同意をお願いするものでございます。以上で、提案理由とさせていただきます。

○ 議長 渡久地政雄君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています同意第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって同意第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから同意第2号 監査委員の選任について採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって同意第2号 監査委員の選任については、同意することに決定しました。休憩します。 (休憩時刻10時34分)

[内田竹保議員入場]

再開します。

(再開時刻10時35分)

追加日程第11 閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長、議会広報調査特別委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。

両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

追加日程第12 議案第63号 伊江村総合運動公園整備事業（アスレチック広場整備工事H30）の請負契約について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第63号 伊江村総合運動公園整備事業（アスレチック広場整備工事H30）の請負契約についての、提案理由を御説明申し上げます。

契約の目的は、伊江村総合運動公園整備事業（アスレチック広場整備工事H30）でございます。

契約金額が、5,540万4,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が410万4,000円）。

契約の相手方、伊江村字西江前151の2番地、有限会社 丸山組、代表取締役 山城良幸と契約をしたい

と考えております。

なお、本工事は伊江島補助飛行場周辺まちづくり支援事業、スポーツ交流施設（アスレチック広場整備工事）をもって実施するものでございます。

工事内容につきましては、議員のお手元に資料として配付しております旅行村入り口西側へ、平成28年度に幼児用遊具、健康遊具等を設置をいたしております。今回の工事では、児童用構成複合遊具1基、児童用遊具1基、ロッキング遊具2基、健康遊具1基の工事となっております。工期につきましては、平成30年10月5日から平成31年の2月1日までを予定をしているところであります。御審議方、よろしくお願いをしたいと思います。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩します。

(休憩時刻10時39分)

再開します。

(再開時刻10時42分)

2番 並里晴男議員。

○ 2番 並 里 晴 男 議員

初議会で初質疑をさせていただきます。今回の整備工事の場所等につきましては、平成28年度にも遊具は設置されていまして、今回の整備工事によって、たくさんの利用者が来るものだと予想されます。2点ほど質疑させていただきます。

まず工期は2月1日と聞いていたのですが、供用開始の予定がいつごろか、2点目に、利用者が多くなると、近くに屋外トイレがない状況であります。別の事業とも関連してもいいですが、その野外トイレ等の設置予定があるかどうか。2点、伺います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課参事 知念利次君。

○ 建設課参事 知 念 利 次 君

2点目につきましては、商工観光課長のほうから答弁させたいと思います。

まず供用開始につきましては、工期が2月1日ということになっておりますが、現況が張り芝されていまして、この復旧の張り芝工事も本工事に含まれていまして、この養生期間を置きまして、状況によってなんですけれども、約1カ月ほどは養生期間を置きまして、できれば3月ごろから一応、供用開始を予定しております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 万寿祥久君。

○ 商工観光課長 万 寿 祥 久 君

2点目の屋外トイレにつきましては昨年度、調整交付金事業によって設計を行っておりまして、今年度、工事予定となっております。場所につきましては、配付されております資料、平面図の駐車場の南に管理棟が今現在ございますが、その南側に屋外トイレを設置する予定でございます。工期につきましては、一応12月発注を予定しておりまして、3月年度内の完成という計画で今進めているところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2番 並里晴男議員。

○ 2番 並 里 晴 男 議員

まず1点目の供用開始の時期につきましても、4月に入りましたら、やはりいろんな各村内イベントが始まりますので、それに間に合うようにやることによって、いろんな波及効果があると思いますので、そのようにしていただきたいと思います。

また2点目の屋外トイレにつきましても、遊具等の供用開始と同時に Rowe れますと、利用者がやはり不便にならないように、ひとつ工事の発注をしっかりとやっていたいただきたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第63号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第63号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第63号 伊江村総合運動公園整備事業（アスレチック広場整備工事H30）の請負契約について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第63号 伊江村総合運動公園整備事業（アスレチック広場整備工事H30）の請負契約について、原案のとおり可決されました。

追加日程第13 議案第64号 伊江村総合運動公園野球場備品購入（スポーツ備品）の契約について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

議案第64号 伊江村総合運動公園野球場備品購入（スポーツ備品）の契約についての、提案理由を御説明申し上げます。

契約金額、3,326万4,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が246万4,000円）。

契約の相手方、宜野湾市我如古3丁目15番27号、株式会社 ミュージアム、代表取締役 亀里博文と契約をしたいと考えております。

なお、本業務は伊江島補助飛行場関連公共用施設、スポーツまたはレクリエーションに関する施設、伊江村総合運動公園野球場備品購入事業整備事業をもって、実施するものでございます。今回のスポーツ備品の購入については、野球場の完成に伴い使用する備品の購入となっているところであります。今回、購入予定の備品の内訳につきましては、議員のお手元に資料として配付をしているところでございます。バッティングマシン、防球ネット、バッティングゲージ、人口芝メンテナンス機械等、38種類の備品を購入する契約となっております。納入期限につきましては、平成31年1月31日までを予定して、事業を執行してまいりたいと考えております。よろしく御審議をお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 内田竹保議員。

○ 9番 内 田 竹 保 議員

備品購入と関連して質疑をさせていただきます。いよいよ備品も購入できますし、野球場が完成を間近で

ありますけれども、今後において、現段階で野球場を活用したい、利用したいというような団体といますか。あるいはプロの皆さんが個人的自主トレとなりますけれども、利用したいというようなことがあるのかどうか。お伺いをしたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課参事 知念利次君。

○ 建設課参事 知 念 利 次 君

今、野球場完成に伴っての利用者の応募といますか。現在、議員もわかっているとおり、現在、日立製作所のほうが2年ほど利用されています。現段階では来年度も一応は2月ごろにキャンプをする予定ではあります。ほかにツーリスト関係など、私のほうに二、三件ほど、「野球場の完成はいつごろなのか」という話があります。「利用もしたい」ということで、完成までには一度、見学に行きたいという話もありますけど、まだ現実的にはどういうチームとか、その辺は現段階のほうではまだはっきり、そういった話はありません。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

私からも少しだけ補足をさせていただきたいと思います。建設課参事が申し上げたとおり、非公式の中で水面下でそういう問い合わせは、私も受けておりますが、正式にいつごろから、キャンプをしたいというようなまではまだ、至っていない状況でございます。そういうことで、日立というと非常に日本を代表するそういう企業ですので、日立が伊江島で合宿をしているというのは、非常に大きな効果があります。それに関連して実業団、大学等からの問い合わせも多少あると聞いております。正式に決まったのはありませんが、非公式の中では問い合わせがあるということですから、完成に向けての受け入れ窓口を今後、村としてどの課に置いて、どういったような対応をしていくかというのは、喫緊の課題でございますから、早目にその辺の体制を野球場や屋内運動場を活用したいというときに、どこに問い合わせをすればいいかというような窓口が必要になっていますから、今後その設置を早目に村として対応をしまいたい。そして多くの活用ができるように取り組んでまいりたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

9番 内田竹保議員。

○ 9番 内 田 竹 保 議員

平成18年にジャイアンツの阿部慎之助選手が、初めて亀井選手、林投手を連れて自主トレキャンプをして以来、その後も各プロ野球の選手の皆さんが自主トレ、キャンプを行っております。特に阿部選手については、伊江村の観光親善大使でありますので、大いにそういった皆さんを利活用していただいて、多くの皆さんに利用いただけるようにしていただきたいということを申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第64号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第64号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第64号 伊江村総合運動公園野球場備品購入（スポーツ備品）の契約について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第64号 伊江村総合運動公園野球場備品購入（スポーツ備品）の契約について、原案のとおり可決されました。

追加日程第14 議案第65号 伊江村ハイビスカス園等整備事業備品購入の契約について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第65号 伊江村ハイビスカス園等整備事業備品購入の契約についての提案理由を御説明申し上げます。契約の目的が、伊江村ハイビスカス園等整備事業備品購入。

契約金額が、2,235万6,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が165万6,000円）。

契約の相手方、沖縄県浦添市字前田289番地の2、有限会社 伸光堂、代表取締役 宮城伸光と契約をしたいと考えております。

なお、今回の備品購入につきましては、現在、工事整備中の伊江島ハイビスカス園における展示棟内における休憩スペースに配置するテーブル、イス、園内の誘導及びハイビスカス園の品種、説明用パネル、鉢、プランター、フラワースタンドなど、装飾用備品等を購入するものでございます。納入期限としまして、平成31年3月20日を予定しているところであります。以上で、説明をいたしまして、皆さまの御審議方、よろしくお願いをいたします。

○ 議長 渡久地政雄君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第65号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第65号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第65号 伊江村ハイビスカス園等整備事業備品購入の契約について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第65号 伊江村ハイビスカス園等整備事業備品購入の契約について、原案のとおり可決されました。

次にお諮りします。本臨時会において議決された案件について、その字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、その字句、数字その他の整理は、議長に一任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成30年第9回伊江村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻11時00分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき
ここに署名する。

伊 江 村 議 会

臨時議会議長 亀里敏郎

議 会 議 長 渡久地 政 雄

議 会 副 議 長 亀 里 敏 郎

署名議員（2番） 並 里 晴 男

署名議員（3番） 虻 江 修